

令和3年度第3回加須市田ヶ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和4年3月22日（火）
午後1時15分から

場 所 加須市田ヶ谷総合センター
1階 集会室（ホール）

【会議のポイント】

- ・ 令和3年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況の報告
- ・ 令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）の説明
- ・ 施設のバリアフリー化（土足化）の開始に関する説明

【目標の時間】 60分

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 あいさつ
- 4 委員長、副委員長の選出
- 5 議 事
 - （1）令和3年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について
 - （2）令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について
 - （3）施設のバリアフリー化（土足化）について
 - （4）その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

〈配布資料〉

- ・ 次第
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員名簿
- ・ **資料1** 令和3年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況の報告及び令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について
- ・ **資料2** 田ヶ谷総合センターバリアフリー化（土足化）について
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則
- ・ **資料3** 移動スーパーの実施について

加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員名簿

令和4年3月21日現在

No.	選出区分	氏 名	備 考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	ふくおか のりあき 福岡 憲昭	
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	しみず たかし 清水 孝	
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	さかもと けんじ 坂本 健治	
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	せきぐち まさし 関口 政司	
5	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	わたなべ のりこ 渡邊 典子	
6	2号委員 知識経験を有する者	さかもと としお 坂本 利雄	
7	2号委員 知識経験を有する者	さかもと ちかこ 坂本 チカ子	
8	2号委員 知識経験を有する者	てらい じろう 寺井 次郎	
9	2号委員 知識経験を有する者	おりはら ひろゆき 折原 浩之	
10	3号委員 市の職員	たかはし あつお 高橋 敦男	

*選出区分＝加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則第8条

□任期：令和4年3月21日～令和6年3月20日

委員長、副委員長の選出

役 職	氏 名
委 員 長	
副委員長	

加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

1 令和3年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について

(1) 地域交流事業

① 教養・文化講座実施結果（実施／計画） 8／12 講座・28／57 回

No.	講座	時期及び予定実施回数	実施回数(回)	参加(人)	定員(人)
1	民踊教室	7月～2月(日):全16回	9 一部中止	15	20
2	エクササイズ入門教室①	10月～11月(金):全4回	4	10	10
3	エクササイズ入門教室②	1月～3月(金):全4回	4	8	10
4	陶芸教室	10月～12月(金):全6回	6	8	10
5	茶道教室	9月～1月(金):全10回	中止	中止	15
6	編み物教室	10月～12月(月):全10回	中止	中止	20
7	正月飾り教室	12月(木):全1回	1	10	10
8	スマートフォン教室①	11月(木):全1回	1	10	10
9	スマートフォン教室②	1月(木):全1回	1	9	10
10	羊毛フェルトクラフト教室	10月(月):全2回	2	8	10
11	ハーバリウム講座	9月(新規講座):全1回	中止	中止	10
12	実用書道講座	11月(新規講座):全1回	中止	中止	15
合 計			28	78	150

緊急事態宣言期間中(8/2～9/30)に開催を予定していた講座は、順延または、一部もしくは全部の開催を中止とした。新たに開催を予定していたNo.11、No.12の講座は、予定変更による講師との日程再調整等がかなわず、開催を中止とした。

※中止(一部中止を含む) 5講座・29回



民踊講座



陶芸教室

②血圧測定 随時

血圧測定人数 26名（令和4年2月末現在）

（参考：前年2月末時点測定人数 39名）

③小・中学生学級（騎西文化・学習センター主催事業）→**全て開催中止**

■ふれあい学級体験学習（サマーキャンプ）

■学力向上学級社会科見学

④人権啓発展

期 日：12月1日（水）～12月24日（金）

内 容：人権啓発パネル・人権標語・人権ポスター・人権折り鶴「未来へ」の展示、啓発品の配布

※人権啓発パネルは（財）人権ライブラリーから無償借用。



（2）田ヶ谷総合センター利用状況

①館利用人数 5,242名【令和4年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 3,122名）

うち、貸館利用者 3,452名

（参考：前年2末日現在 2,562名）

②図書室・ロビー等の開放

■図書室利用者 494名【令和4年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 106名）

図書の貸し出し

図書の新規購入 24冊

■ロビー利用者 995名【令和4年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 346名）

(3) 講座参加者のイベントへの出演・出展

①第 18 回北埼玉地区人権フェスティバルへの出展

期 日：11 月 13 日（土）加須文化・学習センター「パストラルかぞ」

作品展示：編み物教室、陶芸教室参加者の作品等 30 点



②2022みなくるフェスタへの出演・出展 →開催中止

（埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業）

期 日：3 月 19 日（土） 鴻巣市文化センター

舞台出演：民踊教室参加者 15 名

作品展示：編み物教室、陶芸教室参加者の作品 29 点

(4) 建物・機械設備等に関すること

①各種点検の実施

消防用設備、防火対象物、自家用電気工作物、建築設備等の法令点検を実施した。

②事務室内照明器具の修繕（6 月 28 日）

事務室内の照明器具が故障したため、交換工事を行った。

③給湯器購入及び取り付け工事（6 月 28 日）

食生活改善室に給湯設備がなかったため、隣接している麺打ち室にガス給湯器を設置した。



麺打ち室内に新設した給湯器

(5) その他

①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

利用時間の短縮、新規予約の停止、利用者名簿の提出、検温、手指消毒等を実施した。

②公共施設予約管理システムの利用者登録の開始（3月1日から）

令和4年度から運用を開始する「公共施設予約管理システム」を利用する際に必要となるID番号を交付するため、現在、申請を受け付けている。

2 令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について

(1) 地域交流事業

①教養・文化講座事業計画 13講座・58回

No.	講座名	予定時期	実施回数(回)	申込定員(人)	備考
1	料理教室	11月	1	10	
2	民踊教室	7～3月	16	20	
3	エクササイズ入門①	8～10月	4	10	
4	エクササイズ入門②	1～3月	4	10	
5	陶芸教室	9～12月	6	10	
6	茶道教室	9～1月	10	10	
7	編み物教室	10～12月	10	20	
8	正月飾り教室	12月	1	10	
9	スマートフォン教室①	11月	1	10	
10	スマートフォン教室②	1月	1	10	
11	羊毛フェルトクラフト教室	10月	2	10	
12	おうち花マスター教室（新規）	9月	1	10	家庭にある花を素敵に飾るコツを学ぶ
13	実用書道教室（新規）	11月	1	15	宛名や祝儀袋等ペン習字を学ぶ
	合計		58	155	

②小・中学生学級（騎西文化・学習センター主催事業）

7月～8月に実施予定（田ヶ谷小学校・騎西中学校の夏休み期間中に実施）
ふれあい学級・学力向上学級受講者を対象に実施予定

③人権パネル展の実施

期日：12月に実施予定

④図書室・ロビー等の開放

クールオアシス、赤ちゃんの駅、図書の貸し出し、児童用図書の新規購入

(2) 講座参加者のイベント出演・出展

①第19回北埼玉地区人権フェスティバルへの出演・出展

期日：令和4年10月15日(土)

会場：羽生市産業文化ホール

②2023みなくるフェスタへの参加

(埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業)

期日：令和5年3月予定

会場：未定

(3) 建物・機械設備等に関すること

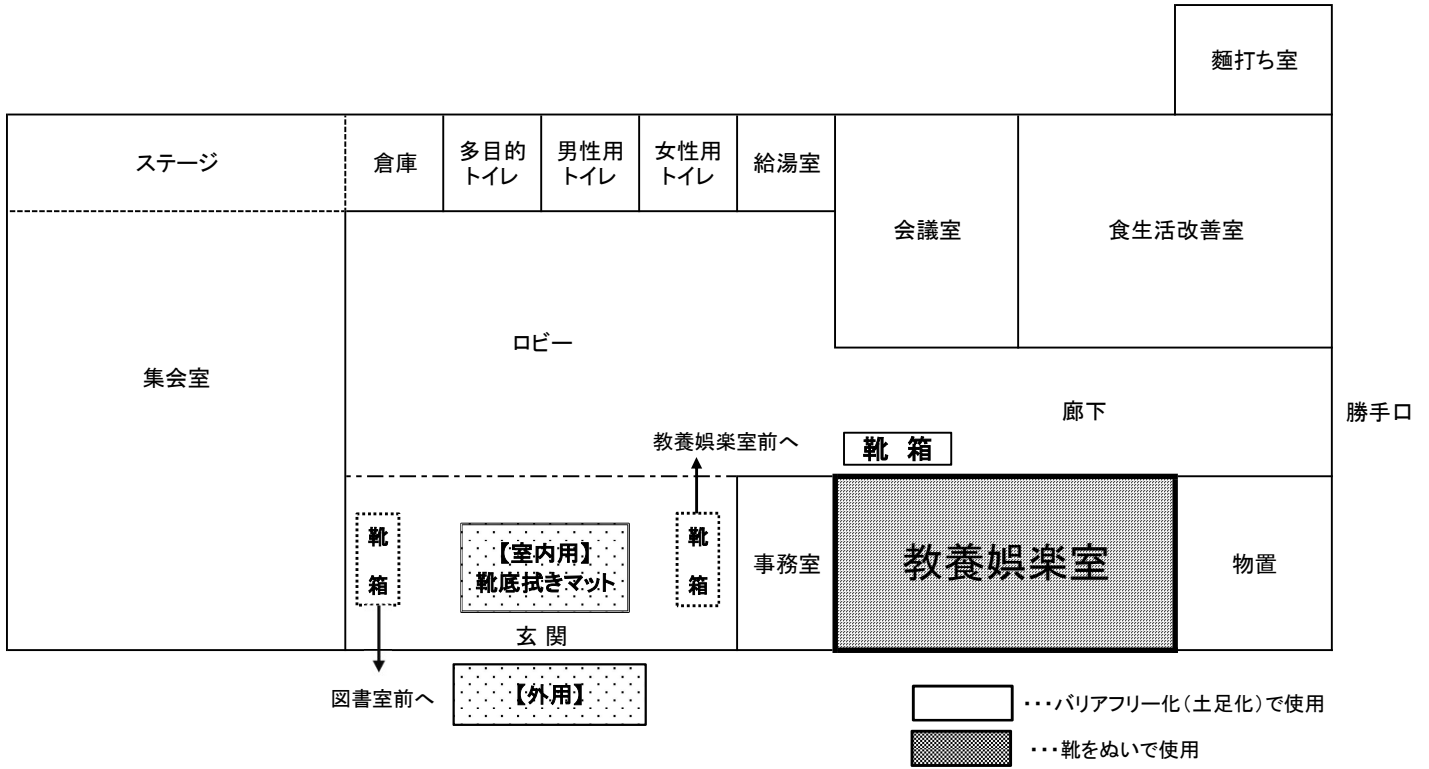
①施設のバリアフリー化(土足化)の実施

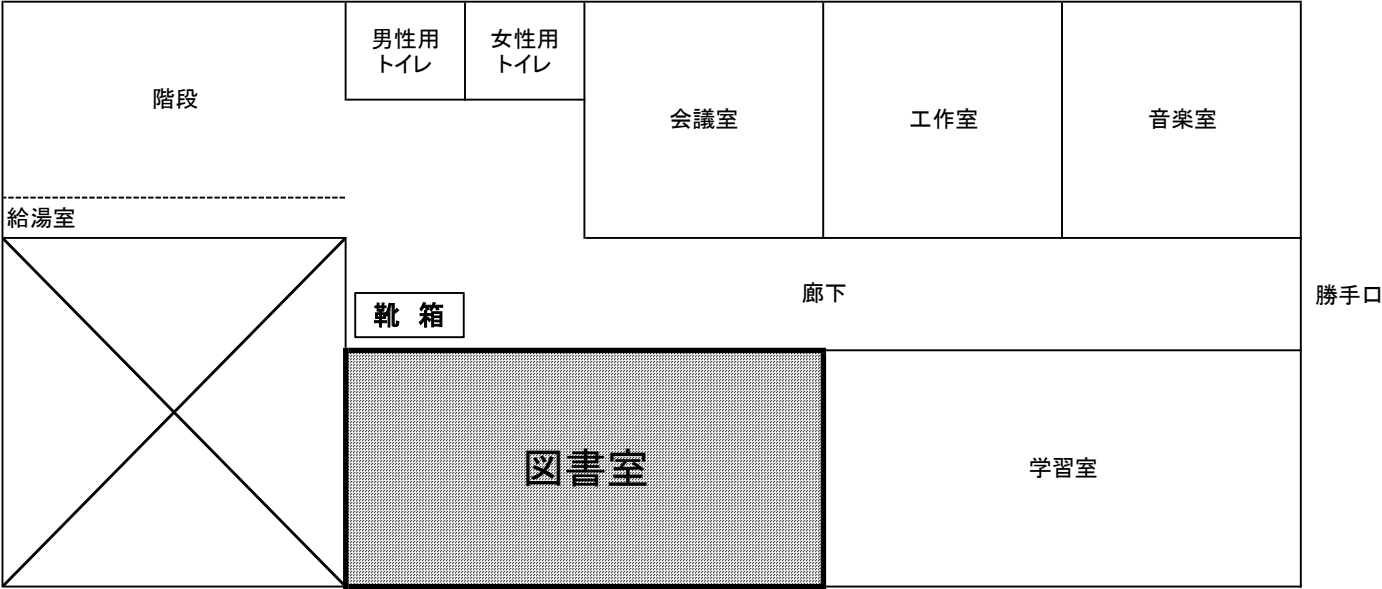
②建築物・設備等の各種法令点検の実施

③受変電設備更新工事の実施

④食生活改善室ガスコンロ改修工事

田ヶ谷総合センター バリアフリー化(土足化)について





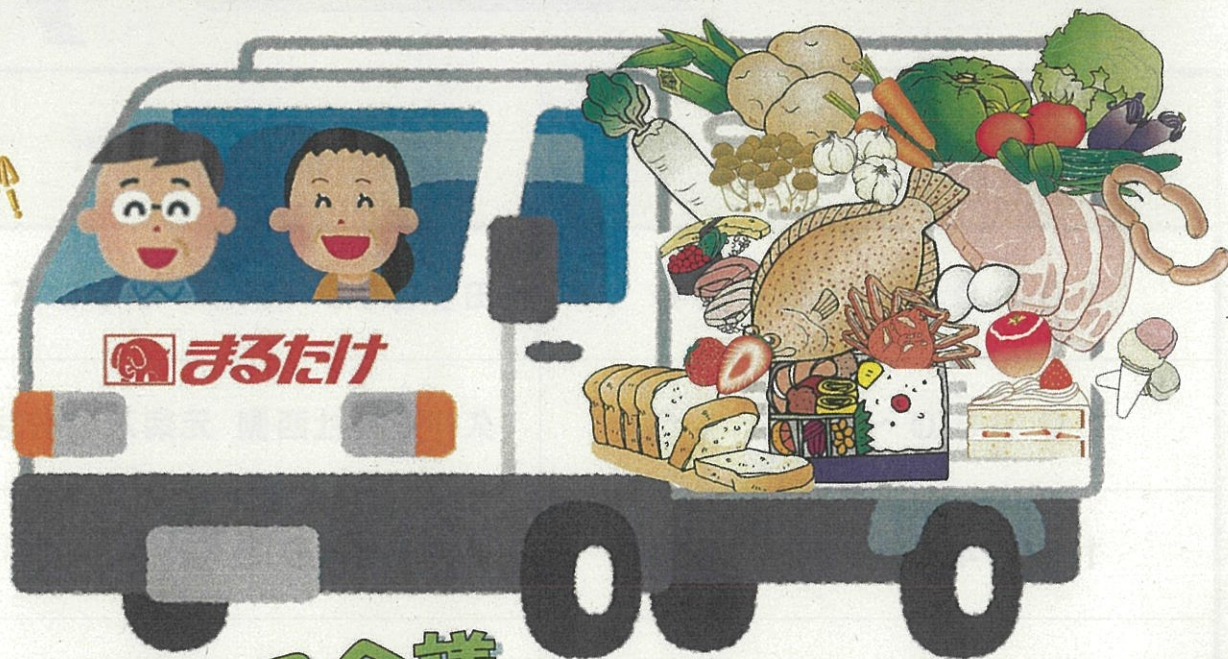
□ …バリアフリー化(土足化)で使用
■ …靴をぬいで使用

◆バリアフリー化(土足化)実施のスケジュールについて

- 令和4年4月～ 施設利用者に対し、バリアフリー化(土足化)実施の周知。清掃用具の設置。
- 令和4年4月末 玄関マットの設置、靴箱の移動、案内表示等館内の整備。
- 令和4年5月～ バリアフリー化(土足化)の実施。



お買物
安心・楽しく



フロンズ会議
田ヶ谷くすの木会
お手伝いします！

場所 田ヶ谷サン・スポーツランド

日付 令和 4年 3月 17日 (木)

時間 9 : 30 ~ 11 : 00

～次の販売日・場所は裏面をご覧ください～

移動スーパーまるたけ

運行スケジュール

3月24日から

毎週 木曜日



時間	販売場所
10:00~10:20	田ヶ谷サン・スポーツランド
10:50~11:10	久伊豆神社西側 元菊乃和館駐車場
11:40~12:00	外田ヶ谷集会所
13:00~13:20	西郷集会所
13:50~14:10	内田ヶ谷集会所
14:40~15:00	稲荷神社前
15:30~15:50	天沼団地



※運行スケジュールの時間は目安です。交通事情等により、変更になる場合がございます。

※今後の調整により、時間や場所が変更となる場合があります。

お問い合わせ (株)丸武 TEL 0480-73-3548

FAX 0480-73-3831

○加須市田ケ谷総合センター条例

平成22年3月23日

条例第148号

改正 平成28年11月30日条例第39号

令和2年3月5日条例第4号

(題名改称)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ケ谷総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(令和2条例4・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ケ谷総合センター

位置 加須市上崎2080番地1

(令和2条例4・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) その他必要な事業

(令和2条例4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(令和2条例4・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りでない。

(令和2条例4・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(平28条例39・令和2条例4・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 館長の指示に従わないとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ヶ谷総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

(令和2条例4・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2条例4・旧第1項・一部改正)

附 則（平成28年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
1階	集会室	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 5,000	麵打ち室の 利用は食生 活改善室に 含む。
	会議室兼相 談室	100	150	200	400	
	教養娯楽室	100	150	200	400	
	食生活改善 室	600	800	600	2,000	
2階	図書室	100	100	200	400	読書のため の図書室の 利用は無料 とする。
	学習室	100	150	200	400	
	会議室	100	150	200	400	
	工作室	100	100	200	400	
	音楽室	100	100	200	400	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

○加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

平成22年3月23日

規則第112号

改正 平成29年3月29日規則第20号

平成31年4月26日規則第16号

令和2年3月31日規則第15号

(題名改称)

令和4年2月10日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市田ヶ谷総合センター条例（平成22年加須市条例第148号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和2規則15・一部改正)

(利用時間及び休館日)

第2条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

(令和2規則15・一部改正)

(職員の任務)

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。

3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(令和2規則15・一部改正)

(館長の専決事項)

第4条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。

(1) 条例第4条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第5条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書(様式第1号)を利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日(その日が、第2条第2号に規定する休館日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同号に規定する休館日でない日とする。)から利用日の2日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請により利用許可するときは、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(令和2規則15・令和4規則2・一部改正)

(利用の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者

(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(管理上の制限)

第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売その他商行為をすること。

(2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。

(3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(令和2規則15・一部改正)

(田ヶ谷総合センター運営委員会の委員)

第8条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31規則16・令和2規則15・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則（平成 29 年規則第 20 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 16 号）

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

（令和 2 規則 15・旧第 1 項・一部改正）

附 則（令和 2 年規則第 15 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

第 号

田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用(変更)について許可を受けたいので申請します。

利用日時	月 日() 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室・会議室兼相談室 教養娯楽室・食生活改善室	
	2階	図書室・学習室・会議室 工作室・音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員	使用備品		
	使用料		円

様式第2号(第5条関係)

第 号

田ヶ谷総合センター利用(変更)許可書

年 月 日

様

加須市長 

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用(変更)を許可する。

利用日時	午前・午後 時 分から 月 日() 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室・会議室兼相談室 教養娯楽室・食生活改善室	
	2階	図書室・学習室・会議室 工作室・音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員	使用備品		
	使用料		円

様式第1号（第5条関係）

（令和2規則15・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令和2規則15・一部改正）